

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 2月総会議事録

期 日 令和3年2月10日(水)

場 所 コミュニティセンター  
多目的ホール

令和3年2月10日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター多目的ホールに招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(9人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光		
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
7番	政時 修	8番	藤川 航		
10番	原口 友博	11番	中島 隆		
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(4人)

3番	中村 明
5番	星野 宗広
9番	原 健治
12番	西山 一郎

農地利用最適化推進委員

金子 進	木下 重光
北永 一弘	

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第8番 藤川 委員 第10番 原口 委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

事務 局長

定刻となりましたので農業委員会2月総会を始めます。  
議案についてですが、時間短縮することを目的として、質問及び  
意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようなっ  
ておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし  
意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお  
願いします。またそれでは、田所会長より挨拶をお願いいたしま  
す。

議 長

(挨拶)

事務 局長

本日は13名中、9名の出席であります。定足数に達しています  
ので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定によ  
り会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行を  
お願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解し  
ていただきたいと思います。

議 長

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいて  
もよろしいですか。

農業 委員

はい。

議 長

それでは■番■■■委員さんと■番■■■委員さんよろしくお願  
いいたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、川崎町大字安真木■■■■番地、氏名、■■■■  
年齢、■■■■、家族構成、人員2、農主、0、農従、1、耕作面積、自作地、12,571㎡、小作地、0、計、12,571㎡、農機具の状況、トラクター、譲渡人住所、福岡市東区■■■■  
■■■■、氏名、■■■■、年齢、■■■■、家族構成、人員、1、農主、0、農従、0、耕作面積、1,726㎡、小作地、0、計、1,726、農機具の状況、なし、土地の所在、川崎町大字安真木■■■■番、地目、畑、地積294㎡、他2筆で合計1,726㎡です。通作時間、住居地から車で3分、申請理由は売買です。売主は記載のとおり福岡市に住んでいまして、今までは上真崎の■■■■さんが耕作されていた土地のようです。買主は他に1.5haほど農地を所有していましてトラクター等のできる作業は自身でされて田植え、稲刈り等は作業受託で対応しているようです。

2月2日に■■■■委員と■■■■委員にさせていただきました。

2ページの位置図と3ページの航空写真で場所の確認をお願いいたします。以上です。

議長 それでは現地確認をしました■■■■委員は補足説明をお願いいたします。

■■■■委員 2月2日に現地確認しました。上真崎行政区内での売買ということで、まったく問題ないと思います。

議長 ただいま事務局及び農業委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

なし

ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請番号1について、

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請番号1については原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請番号2について説明します。4ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、嘉麻市上山田■■■■番地■■■、氏名、■■■■、年齢、■■■、家族構成、人員1、農主、0、農従、1、耕作面積、自作地、0、小作地、0、計、0、農機具の状況、一式、リース予定、譲渡人住所、川崎町大字池尻■■■■番地、■■■■、年齢、■■■、家族構成、人員、1、農主、0、農従、0、耕作面積、7174.02㎡、小作地、0、計、7174.02㎡、農機具の状況、なし、土地の所在、川崎町大字池尻■■■■番■■■、地目、田、地積1,929㎡、他2筆で合計4,025㎡です。通作時間、住居地から車で10分、申請理由は売買です。5ページの位置図と6ページの航空写真で場所の確認をお願いいたします。地図を見ながら説明します。譲受人は、嘉麻市の上山田に住所を有してはいますが、農地は所有していません。今回全くの新規です。今回購入予定の内面積が合計4反以上ございまして、下限面積の要件は満たしています。譲受人は衛生業をしてはいますが、地図にございます元ドラッグコーエイ池尻店の土地と建物を購入してはいますが、衛生業をそちらに移転の準備をしているということでした。現地確認をした時も中の作業をしているようでした。基本的個人で農地を購入して個人的に自作をする予定ですが、作業のほうは会社の方に手伝ってもらうことはある。と言っていました。農業経験は3年ほどあるようで、去年は譲渡人の秋元さんに教えてもらいながら、一作だけ水稻を作ったと言っていました。トラクターを別会社の名義で1台所有しているそうです。基本的に農機具はリースする予定と、言われてました。2月1日に■■■委員と■■■委員とで現地確認をいたしました。5ページに位置図と、6ページに航空写真を添付しています。

議長 長 ただいま事務局の説明がございましたが、現地確認をしました奥委員は補足説明をお願いいたします。

委員 地元のです。農業委員と現地確認しました。場所はスーパー跡地の前です。トラックコーエイに接触した田んぼでございます。本人は、田を作るということですので、別段問題はないと思います。以上です。

議長 長 ただいま事務局の説明及び農業委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

なし

ないようですのでお諮りいたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請番号2については原案のとおり承認といたします。続きまして議案第2号非農地証明願いについて、事務局は説明をお願いします。

事務局

非農地証明願い番号1について説明します。7ページをお開きください。朗読いたします。

番号1、申請者住所、川崎町大字池尻番地、氏名、土地の所在、大字安真木字畑ケ田、地番、番、登記地目、畑、現況、畑、地籍、7.9㎡、他6筆、合計面積3832.9㎡、申請理由、20年以上も前より山林及び原野として利用しており農地への復旧が困難である。現地確認委員は委員、委員です。こちらも地図を見ながら説明します。地図に赤で4つ囲んでいます。丸で囲っているところは3筆ありますが、完全に山林化している状態です。非農地判断するに当たり問題はないと思われませんが、右側の農地は荒平のさんが最近まで利用権を結んでいました。さんが一昨年くらいに一度草刈等を行っています。現況写真を10ページに掲載しています。見ていただくとわかるとおり、草を刈れば畑として利用が可能であると思

われますので、事務局が見た限り、こちらの土地については、非農地証明は厳しいのではと考えています。川崎町では非農地証明は、20年以上農地として利用しておらず、かつ農地への復旧が限りなく困難場合となっていますので、この土地は満たしていないと考えます。2月2日に■■■委員と■■■委員と現地確認を行いました。8ページに位置図、9ページに航空写真、10ページに現況写真を添付しています。以上です。

議 長 それでは現地確認をした■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■ 委員 2月2日に農業委員の■■■委員と事務局と私で現地調査を行いました。議案書の7ページ、6009番1、6009番2、6076番、現況は山林の状況であります。6182番1から6183番14、これにつきましては町道の横でありまして畑にするのは可能であります。詳細は事務局が報告したとおりです。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局と推進委員の補足説明に質疑及び意見のある方は挙手願います。

6182番1から6218番14については草を刈れば畑として使用できる。ということで非農地証明に該当しないのではないかと説明がありました。よって、意見がなければ採決に入ります。2つに分けて採決します。6182番1から6183番14までの4筆について非農地願いついて賛成の方挙手願います。

挙手なし

4筆については不許可といたします。

6009番1から6075番の3筆について非農地願いついて賛成の方挙手願います。

賛成多数

3筆については原案通り承認とします。

非農地証明願いついて番号2について説明します。11ページをお開きください。朗読いたします。

番号2、申請者住所、川崎町大字安真木■■■番地の■■■、氏名■■■土地の所在、大字安真木字大井手、地番、■■■番、登記地目田、現況、山林、地籍、657、他2筆、合

計面積4001㎡、申請理由、20年以上も前より山林として利用しており農地への復旧が困難である。現地確認委員は■■■■委員、■■■■委員です。現地は今現在梅が植えられていまして、周りの山に竹がおいしげって日が当たらない状況で梅も出来ないといわれていました。現地に行くのも山道を歩くような感じで大変でした。現況写真を見てわかるように、完全に山林化しているとは言い難いと思いますが、今後農地として利用する見込みもなく、隣接地の竹によって耕作が不可能な環境であること鑑みて審議していただきたいと思います。12ページに位置図、13ページに航空写真、14ページに現況写真を添付しています。以上です。

議 長 それでは現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■ 委員 先週の土曜日に事務局、■■■■委員と現地確認しました。現況写真にあるよう竹が茂っていて耕作できない状況でした。梅の木もありましたが長年荒れ地になっている状態でした。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局と推進委員の補足説明に質疑及び意見のある方は挙手願います。

■■■■ 委員 4001㎡といましたが、4011㎡です。

他にありませんか。無いようですのでお諮りいたします。議案第2号の番号2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第2号非農地証明番号2については、原案のとおり承認といたします。

それでは報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について事務局は説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお開きください。朗読いたします。

賃貸人住所、川崎町田大字田原■■■■番地、氏名、■■■■、  
賃借人住所、川崎町大字田原■■■■番地、氏名、■■■■、土  
地の所在、川崎町大字田原字■■■■番■■■■地目、田、地積、



1723㎡他1筆で合計3049㎡、契約期間が平成28年11月20日～令和3年11月19日の5年間で、権利の種類は農業経営基盤強化促進法による賃借権、申請理由は高齢のためです。特段なものもございませんが、合意解約後は耕作に意欲のある方に進めていきたいとのことです。16ページに位置図、17ページに航空写真を添付しております。

議長 ただいまの事務局の説明について意見等ございませんか。  
ないようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）について終わります。

議長 その他に入ります。  
何かありますか。

事務局 （農業新聞及び農業者年金の推進依頼）  
（活動記録簿の提出依頼）

議長 他ございませんか。

議長 次回の総会は3月10日（水）13時30分を予定しております。  
以上をもちまして、川崎町農業委員会2月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉会 14時00分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

8委員

10番委員

議長